

日本区域麻酔学会功労賞に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本区域麻酔科学会(以下「当法人」という。)の国内及び国外の活動に貢献した者を表彰するために必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 功労賞を受賞することができる者は、当法人の国内及び国外の活動に多大なる貢献をもたらした、国内外に居住する個人の会員(当法人の理事及び監事を除く。)または非会員で、次の各号の2つに該当する者とする。

- (1) 当法人の国際交流上重要な区域麻酔科学の研究者
- (2) 当法人において講演等の実績がある者
- (3) 当法人の会員の臨床および研究指導等にも実績がある者
- (4) 全国規模の団体、法人において役員経験がある者

(推薦)

第 3 条 当法人の理事は、功労賞の候補者を推薦することができる。

- 2 前項の推薦を行う者は、所定の方式をもって推薦状を理事会に提出する。

(選考)

第 4 条 功労賞の選考は、前条の推薦に基づき理事会で行う。

(表彰)

第 5 条 代表理事は、受賞者の氏名及び業績を公表する。

- 2 代表理事は、会員総会で、その年の受賞者を表彰し、表彰状および記念品を授与し、その功労を讃えるものとする。

(変更)

第 6 条 この細則の変更は、理事会で行う。

附 則

- 1 この細則は 2022 年 10 月 11 日から施行する。